

関税法施行令及び関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）</p> <p>（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）</p> <p>第六十一条 法第六十八条第二項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第四項において「シンガポール協定」という。）、メキシコ協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（同項において「マレーシア協定」という。）、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（同項において「チリ協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（同項において「タイ協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号及び同項において「インドネシア協定」という。）、<u>経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（同項において「ブルネイ協定」という。）</u>又は包括的な経済上の連携に関する日本</p>	<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）</p> <p>（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）</p> <p>第六十一条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第四項において「シンガポール協定」という。）、メキシコ協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（同項において「マレーシア協定」という。）、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（同項において「チリ協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（同項において「タイ協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号及び同項において「インドネシア協定」という。）、<u>又は経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（同項において「ブルネイ協定」という。）</u>をいう。以下この号において同じ。）</p>

国及び東南アジア諸国連合構成国間の協定（以下この号及び同項において「東南アジア諸国連合協定」という。）をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の我が国以外の締約国（以下この号及び第四項において「締約国」という。）の原産品とされるもの（ロにおいて「締約国原産品」という。）であることを証明した原産地証明書（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた貨物（インドネシア協定又は東南アジア諸国連合協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けるものを除く。）及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「締約国原産地証明書」という。）

ロ 当該貨物が締約国原産品であつて、かつ、その原産地である締約国から当該締約国以外の地域（以下この号において「非原産国」という。）を經由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（以下この号において「直接運送品」という。）以外のものである場合（当該貨物が東南アジア諸国連合協定附属書四第三規則 4 (a)の規定により連続する原産地証明書の発給を受けた締約国原産品であつて、かつ、当該連続する原産地証明書を発給した国から当該国以外の地域を經由しないで本邦へ向けて直接に運送されたものを除く。）にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものを証する書類として、当該締約国から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。第七

における関税についての特別の規定による便益を適用する場合
次に掲げる書類

イ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の我が国以外の締約国（以下この号及び第四項において「締約国」という。）の原産品とされるもの（ロにおいて「締約国原産品」という。）であることを証明した原産地証明書（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた貨物（インドネシア協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けるものを除く。）及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「締約国原産地証明書」という。）

ロ 当該貨物が締約国原産品であつて、かつ、その原産地である締約国から当該締約国以外の地域（以下この号において「非原産国」という。）を經由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（以下この号において「直接運送品」という。）以外のものである場合にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、当該締約国から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。第七項及び第八項において「運送要件証明書」という。）

項及び第八項において「運送要件証明書」という。）

(1)及び(2) (省 略)

2及び3 (省 略)

4 締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物について、次の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる者の申請に基づき締約国において当該締約国原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならない。この場合において、シンガポール協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受ける貨物について発給される締約国原産地証明書にあつては、その証明に係る貨物をシンガポールから送り出した際（税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内）に発給したものでなければならない。

一 シンガポール協定	シンガポール協定附属書Bに定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
二 メキシコ協定	メキシコ協定第十条に規定する統一規則に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者又は当該貨物の生産者
三 マレーシア協定	マレーシア協定附属書二に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
四 チリ協定	チリ協定附属書四に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
五 タイ協定	タイ協定附属書三に定める事項	その証明に係る貨物

(1)及び(2) 同上

2及び3 同上

4 締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物について、次の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる者の申請に基づき締約国において当該締約国原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならない。この場合において、シンガポールにおいて発給される締約国原産地証明書にあつては、その証明に係る貨物をシンガポールから送り出した際（税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内）に発給したものでなければならない。

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

5 } 8 (省略)	八 東南アジア諸国連合 協定	東南アジア諸国連合協定 附属書四の付録に定める	その証明に係る貨物 を締約国から送り出した者	を締約国から送り出した者
	七 ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書三に 定める事項	その証明に係る貨物 を締約国から送り出した者	を締約国から送り出した者
	六 インドネシア協定	インドネシア協定附属書 三に定める事項	その証明に係る貨物 を締約国から送り出した者	を締約国から送り出した者
5 } 8 同上			同上	同上
			同上	同上
			同上	同上

改正案	現行
<p>関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係）</p> <p>（経済連携協定）</p> <p>第十九条の二 法第七条の八第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一～七 （省略）</p> <p>八 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定</p> <p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）</p> <p>第二十五条 （省略）</p> <p>2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。</p> <p>一～三 （省略）</p> <p>四 第十九条の二第八号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、当該国際約束の我が国以外の締約国のうち法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等（同条第三項に規定する特別特惠受益国を除く。）を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が同条第一項の規定による税率を超えるもの及び前号に掲げるものを除く。）</p> <p>3 （省略）</p>	<p>関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係）</p> <p>（経済連携協定）</p> <p>第十九条の二 同上</p> <p>一～七 同上</p> <p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）</p> <p>第二十五条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>一～三 同上</p> <p>3 同上</p>